

公共調達 の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び
 公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

(令和5年度 随意契約)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	応札・応 募者数	
電波監視用施設の設置に伴う建物賃貸借(日立)	支出負担行為担当官 新井 孝雄 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R5.4.3	—	—	会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種他の契約の 予定価格を類 推される恐れが あるため公表しな い	¥1,013,509	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所 の安全を確保するため、契約 の相手方の商号又は名称及 び住所は、非公表とする。
電波監視用施設の設置に伴う建物賃貸借(成田)	支出負担行為担当官 新井 孝雄 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R5.4.3	—	—	会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種他の契約の 予定価格を類 推される恐れが あるため公表しな い	¥1,144,492	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所 の安全を確保するため、契約 の相手方の商号又は名称及 び住所は、非公表とする。
電波監視用施設の設置に伴う建物賃貸借(小山)	支出負担行為担当官 新井 孝雄 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R5.4.3	—	—	会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種他の契約の 予定価格を類 推される恐れが あるため公表しな い	¥924,000	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所 の安全を確保するため、契約 の相手方の商号又は名称及 び住所は、非公表とする。
電波監視用施設の設置に伴う建物賃貸借(秋父)	支出負担行為担当官 新井 孝雄 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R5.4.3	—	—	会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種他の契約の 予定価格を類 推される恐れが あるため公表しな い	¥999,477	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所 の安全を確保するため、契約 の相手方の商号又は名称及 び住所は、非公表とする。
電波監視用施設の設置に伴う建物賃貸借(富士)	支出負担行為担当官 新井 孝雄 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R5.4.3	—	—	会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種他の契約の 予定価格を類 推される恐れが あるため公表しな い	¥2,112,000	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所 の安全を確保するため、契約 の相手方の商号又は名称及 び住所は、非公表とする。
電波監視用施設の設置に伴う建物賃貸借(水戸(鉄塔))	支出負担行為担当官 新井 孝雄 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R5.4.3	—	—	会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種他の契約の 予定価格を類 推される恐れが あるため公表しな い	¥1,024,940	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所 の安全を確保するため、契約 の相手方の商号又は名称及 び住所は、非公表とする。
電波監視用施設の設置に伴う建物賃貸借(野田)	支出負担行為担当官 新井 孝雄 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R5.4.3	—	—	会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種他の契約の 予定価格を類 推される恐れが あるため公表しな い	¥1,704,648	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所 の安全を確保するため、契約 の相手方の商号又は名称及 び住所は、非公表とする。
電波監視用施設の設置に伴う建物賃貸借(厚木)	支出負担行為担当官 新井 孝雄 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R5.4.3	—	—	会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種他の契約の 予定価格を類 推される恐れが あるため公表しな い	¥1,367,280	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所 の安全を確保するため、契約 の相手方の商号又は名称及 び住所は、非公表とする。
電波監視用施設の設置に伴う建物賃貸借(上尾)	支出負担行為担当官 新井 孝雄 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R5.4.3	—	—	会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種他の契約の 予定価格を類 推される恐れが あるため公表しな い	¥977,777	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所 の安全を確保するため、契約 の相手方の商号又は名称及 び住所は、非公表とする。
電波監視用施設の設置に伴う建物賃貸借(太田)	支出負担行為担当官 新井 孝雄 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R5.4.3	—	—	会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種他の契約の 予定価格を類 推される恐れが あるため公表しな い	¥960,000	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所 の安全を確保するため、契約 の相手方の商号又は名称及 び住所は、非公表とする。
令和5年度電波監視施設等の一時保管及び運送業務の請負	支出負担行為担当官 新井 孝雄 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R5.4.3	株式会社丸運 東京都中央区日本橋小網町7-2	5010001141787	会計法29条の3第4項 公募を実施した結果、業務の履行可能な者が株式会社丸運1者であり、同社との契約であり、競争を許さないため。	同種他の契約の 予定価格を類 推される恐れが あるため公表しな い	¥3,849,175	—	—	—	—	—	単価契約
令和5年度特別健康診断等の実施の請負	支出負担行為担当官 新井 孝雄 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R5.4.3	医療法人社団寿会千代田診療所 東京都千代田区神田錦町1-9	9010005000787	会計法29条の3第4項 当局から徒歩圏内で入院規則に定める検診が可能で利便性を考慮した結果、受診可能な医療機関が1機関のみであり、同法人と随意契約を締結するものである。	同種他の契約の 予定価格を類 推される恐れが あるため公表しな い	¥1,010,790	—	—	—	—	—	単価契約

